

令和2年度
第2回北栄町国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時 令和2年10月28日（水）
午後7時00分から
場 所 大栄農村環境改善センター
1階 会議室2

【 日 程 】

1 開 会

2 あいさつ

3 内容

国民健康保険税の算定方式についての勉強会

P 1 国保税の基礎知識について記載

P 2～4 算定方式について、全国・県内の状況や本町の世帯状況について記載

P 5～6 3方式にした場合の試算状況について記載

P 7 県内の税率状況等を記載

4 その他

北栄町国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

保険者名 北 栄 町

区 分	氏 名	備 考
被保険者代表	淀瀬 千賀子	
	河本 悟	
医療機関代表	岡本 恒之	
	牧田 眞知子	
公益代表	永田 洋子	
	岩垣 宝祥	

任 期 令和4年12月15日まで

国民健康保険税（保険税）について

●保険税の要素は、下記の3つからなっています

医療分	国民健康保険に要する費用（国民健康保険事業費納付金、保健事業等）に充てるためのもの
支援分	後期高齢者支援金等（後期高齢者医療に対し、他の健康保険が財政支援するための拠出金）の納付に要する費用に充てるもの
介護分	介護納付金（40～64歳の介護保険料）の納付に要する費用に充てるもの

●保険税率の構成は、下記の4つからなり、方式や構成比率は市町村の条例で定めることとなっています

応能割	保険税の負担能力に応じて負担する部分	所得割	所得に応じて賦課する部分
		資産割	資産に応じて賦課する部分
応益割	受益に応じて負担する部分	均等割	被保険者1人当たり均等に賦課する部分
		平等割	1世帯当たり平等に賦課する部分

資産割は、所得割を補完する役割を持たせるため設けられたもので、特に農山漁村等町村部においてその必要性が認められています。

●保険税の軽減について、下記の基準額以下に該当する世帯は、均等割と平等割が軽減されます

	基準所得額
7割軽減	33万円
5割軽減	33万円 + (28.5万円 × 加入者数)
2割軽減	33万円 + (52万円 × 加入者数)

※世帯主、被保険者の所得により判定します

国保資格の無い世帯主 = 擬制世帯主 も対象となります

国民健康保険税 算定方式について

●全国の賦課方式の状況

4方式から3方式に移行（資産割廃止）する市町村が増加
首都圏では2方式も増えつつある

賦課方式の状況（医療給付費分）

		4方式	3方式	2方式	計
市町村数	H27	1 0 7 1 (62.5%)	5 7 6 (33.6%)	6 7 (3.9%)	1, 7 1 4
	H30	6 6 4 (38.7%)	9 4 9 (55.4%)	1 0 1 (5.9%)	1, 7 1 4
世帯数	H27	5 4 3万世帯 (27.5%)	1 0 4 8万世帯 (53.1%)	3 8 4万世帯 (19.4%)	1 9 7 4万世帯
	H30	2 8 0万世帯 (15.5%)	1 1 3 2万世帯 (62.8%)	3 9 2万世帯 (21.7%)	1 8 0 4万世帯

出典：厚生労働省 国民健康保険事業年報

- ※ 4方式 所得割、資産割、均等割、平等割
3方式 所得割、均等割、平等割
2方式 所得割、均等割

●県内の状況

3方式：鳥取市・境港市（H30～）、大山町（R1～）、米子市・倉吉市・八頭町（R2～）

4方式：13市町村

琴浦町は3方式移行予定だったが、コロナの影響をふまえて見送り
智頭町、江府町は資産割の率を少しずつ引き下げている

●令和2年8月末時点での世帯状況

国保世帯数：2, 269世帯

3方式にした場合

- ①資産割なし、均等・平等割の軽減なしの世帯：約300世帯 ⇒ 負担純増となる
- ②資産割なし、均等・平等割の軽減ありの世帯：約300世帯 ⇒ 負担純増だが①ほどではない
- ③資産割あり、均等・平等割の軽減なしの世帯：約700世帯 ⇒ 状況により増減どちらもあり
- ④資産割あり、均等・平等割の軽減ありの世帯：約900世帯 ⇒ ほぼ負担減となる見込み

前項世帯状況について、3方式にした場合の負担増減一覧

④になるにつれて、負担が少なくなっています

	負担度	所得割の有無	資産割の有無	均等平等軽減有無	該当世帯数	割合%	多人数世帯の状況 ()内は18歳未満を含む世帯数
①	特大	有	無	無	227	10.0	多人数世帯 4人 8世帯 (4世帯) うち限度額超過 2世帯 5人 2世帯 (1世帯) 6人 2世帯 (2世帯) うち限度額超過 1世帯
	大	無	無	無	67	2.9	多人数世帯 なし
②	中	有	無	有	104	4.6	多人数世帯 4人 2世帯 (1世帯) 6人 2世帯 (2世帯) 8人 1世帯 (1世帯)
		無	無	有	217	9.6	多人数世帯 4人 3世帯 (2世帯) 5人 2世帯 (2世帯)
③	個別の状況で異なる	有	有	無	708	31.2	多人数世帯 4人 29世帯 (14世帯) 5人 19世帯 (17世帯) 6人 13世帯 (12世帯) 7人 11世帯 (11世帯) 8人 4世帯 (4世帯) 6人以上の世帯のほとんどが限度額超過世帯
		無	有	無	36	1.6	多人数世帯 なし
④	小	有	有	有	499	22.0	多人数世帯 4人 17世帯 (10世帯) 5人 12世帯 (11世帯) 6人 1世帯 (1世帯) 7人 1世帯 (1世帯)
	極小	無	有	有	411	18.1	多人数世帯 4人 5世帯 (3世帯)

①、③の所得割がないのに均等割等の軽減がない世帯が生じる要因は、世帯主が擬制世帯主（他保険加入者）であると、軽減判定では世帯主の所得も判定対象となるためです

●資産割賦課のメリット・デメリットについて

	メリット	デメリット
3方式	<ul style="list-style-type: none"> ・所得がなくて、資産がある被保険者の負担減 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得の変動の影響を受ける ・応能割が所得割だけとなることで、限度額超過世帯、限度額超過額が多くなり、中間所得層の負担増になる
4方式	<ul style="list-style-type: none"> ・所得の変動があっても安定的な税収が見込める ・限度額超過額が少なく、中間所得層の負担が軽減される 	<ul style="list-style-type: none"> ・町外の資産は含めないため、不公平感がある ・所得がなくても資産があれば応能割を負担しなくてはならない

3方式にした場合の税率試算

税率の設定方法:9/23時点の税額になるように、おおまかに率を設定
均等割(人数割)の増加を抑えるように設定

	税率					算出額					賦課割合				
	所得割率	資産割率	均等割率	平等割率	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	算定額	所得割	資産割	均等割	平等割	税額	
R2 9/23時点	医療分	6.30	26.00	28,000	26,000	171,894,658	25,143,643	107,911,856	359,954,805	47.74%	6.99%	29.98%	15.30%	299,801,500	
	後期分	1.81	8.50	7,600	7,200	49,367,637	8,219,500	29,290,256	102,126,093	48.34%	8.05%	28.68%	14.93%	86,020,500	
	介護分	1.36	8.00	8,200	5,800	15,678,580	1,855,375	9,181,870	32,090,427	48.86%	5.78%	28.61%	16.75%	28,374,200	
合計分					236,880,875	35,218,518	146,383,982	75,687,950	494,171,325	47.93%	7.13%	29.62%	15.32%	414,196,200	
										応能割	55%	応益割	45%		
										均等割:平等割	66	: 34			

	税率					算出額					賦課割合				
	所得割率	資産割率	均等割率	平等割率	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	算定額	所得割	資産割	均等割	平等割	税額	
3方式 で試算	医療分	7.00	29,000	30,000	190,960,320	111,782,777	63,536,250	366,279,347	52.14%	30.52%	17.35%	298,806,300			
	後期分	2.00	8,400	8,500	54,559,509	32,378,500	18,001,822	104,939,831	51.99%	30.85%	17.15%	86,174,500			
	介護分	1.50	8,600	6,800	17,299,672	9,634,789	6,301,270	33,235,731	52.05%	28.99%	18.96%	29,053,200			
合計分				262,819,501	153,796,066	87,839,342	504,454,909	52.10%	30.49%	17.41%	414,034,000				
										応能割	52%	応益割	48%		
										均等割:平等割	64	: 36			

算定額時点の差額 10,283,584

税額時点の差額 -162,200

算出額から低所得者軽減や賦課限度額を超過した額の減算、端数処理を経て税額となる
 応能割と応益割の比率は、応能割が高い状況(50:50が標準)
 応能割を低く、応益割を高く変更した場合、低所得者層の保険税が高くなり、高額所得者ほど負担が軽減される
 応益割のうち均等割額(人数割)が高いと多人数世帯の保険税が高くなる
 応益割を増やすと算出額(軽減前)は比例して増えるが、最終的な税額は低所得者軽減が反映されて、思ったほど税額には反映されない
 9/23時点とこの試算による、低所得者軽減額は、約530万円増、限度超過は6世帯増、約440万円増

<モデルケースの比較>

A 年収140万円(40代夫婦 固定資産税49,000円) 5割軽減
 収入は給与とし、給与所得600,000円(給与所得控除後)で計算

	現行	⇒		資産割なし	
医療分	80,200		医療分	73,400	年額▲ 11,100 円
支援分	22,900		支援分	21,000	現行の額が、R2平均調定額
介護分	20,700		介護分	18,300	
計	123,800		計	112,700	P 3 増減一覧の ④ に該当

B 年収350万円(40代夫婦 子1人 固定資産税80,000円)
 収入は給与とし、給与所得2,270,000円(給与所得控除後)で計算

	現行	⇒		資産割なし	軽減なし
医療分	253,000		医療分	252,800	年額▲ 1,400 円
支援分	71,900		支援分	72,500	
介護分	54,900		介護分	53,100	
計	379,800		計	378,400	P 3 増減一覧の ③ に該当

B' 年収350万円(40代夫婦 子1人 固定資産税なし)
 収入は給与とし、給与所得2,270,000円(給与所得控除後)で計算

	現行	⇒		資産割なし	軽減なし
医療分	232,200		医療分	252,800	年額+ 32,600 円
支援分	65,100		支援分	72,500	
介護分	48,500		介護分	53,100	
計	345,800		計	378,400	P 3 増減一覧の ① に該当

C 年収280万円(高齢者夫婦 固定資産税80,000円) 7割軽減
 収入は年金とし、雑所得400,000円(所得控除後)で計算

	現行	⇒		資産割なし	
医療分	49,800		医療分	31,300	年額▲ 24,300 円
支援分	14,700		支援分	8,900	
介護分	0		介護分	0	
計	64,500		計	40,200	P 3 増減一覧の ④ に該当

C' 年収280万円(高齢者夫婦 固定資産税なし) 7割軽減
 収入は年金とし、雑所得400,000円(所得控除後)で計算

	現行	⇒		資産割なし	
医療分	29,000		医療分	31,300	年額+ 3,300 円
支援分	7,900		支援分	8,900	
介護分	0		介護分	0	
計	36,900		計	40,200	P 3 増減一覧の ② に該当

D 年収240万円(40代単身者 固定資産税なし)
 収入は給与とし、給与所得1,500,000円(給与所得控除後)で計算

	現行	⇒		資産割なし	軽減なし
医療分	183,700		医療分	198,900	年額+ 24,600 円
支援分	51,100		支援分	57,100	
介護分	38,100		介護分	41,500	
計	272,900		計	297,500	P 3 増減一覧の ① に該当

令和 3年度国民健康保険料(税)率決定状況

市町村名	医療分					支援金分					介護分					合計
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	1人当たり 調定額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	1人当たり 調定額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	1人当たり 調定額 (円)	
鳥取市	7.20	0.00	23,000	24,600	58,419	2.70	0.00	9,200	9,000	21,821	2.40	0.00	9,400	7,000	24,386	104,626
米子市	7.95	0.00	26,000	25,500	63,571	2.55	0.00	8,800	8,300	20,604	2.44	0.00	10,500	5,600	23,880	108,055
倉吉市	8.80	0.00	29,800	26,600	69,478	2.40	0.00	8,700	7,600	19,573	1.75	0.00	8,500	5,400	19,558	108,609
境港市	8.68	0.00	25,600	30,000	64,619	2.75	0.00	7,700	8,000	19,554	2.62	0.00	9,400	6,000	23,180	107,353
岩美町	6.80	28.50	22,960	16,700	55,963	2.70	11.30	8,980	6,540	21,854	2.80	18.90	9,490	5,310	27,431	105,248
八頭町	7.40	0.00	22,800	18,400	53,729	2.91	0.00	9,000	7,200	20,852	2.30	0.00	8,500	5,000	22,065	96,646
若桜町	9.80	47.00	28,600	25,600	73,587	2.00	9.30	6,000	5,200	15,257	1.40	12.00	8,000	4,800	16,633	105,477
智頭町	7.20	7.65	28,200	19,800	54,645	2.30	2.00	9,000	6,500	17,388	1.70	1.75	8,900	4,800	18,125	90,158
湯梨浜町	7.40	24.00	24,000	22,000	64,953	2.00	9.00	7,000	6,000	18,529	2.00	8.00	7,500	6,000	22,841	106,323
三朝町	8.50	15.00	22,000	20,000	55,858	2.50	9.50	10,000	7,000	20,161	2.50	9.50	10,000	7,000	26,068	102,087
北栄町	6.30	26.00	28,000	26,000	76,872	1.81	8.50	7,600	7,200	22,060	1.36	8.00	8,200	5,800	24,904	123,836
琴浦町	6.50	23.00	21,500	21,500	65,795	2.40	7.00	7,200	7,500	22,807	1.60	8.00	8,100	5,300	23,497	112,099
南部町	5.28	23.35	19,400	13,600	48,742	3.57	15.84	13,100	9,200	31,324	2.35	14.13	10,600	5,500	27,942	108,008
伯耆町	5.83	28.90	21,900	17,900	58,822	1.46	7.23	5,400	4,400	14,731	1.20	8.12	8,300	4,800	18,676	92,229
日吉津村	6.50	15.00	25,000	20,000	77,473	1.75	5.00	8,000	7,200	23,363	1.95	3.80	9,000	5,900	28,552	129,388
大山町	6.79	0.00	25,300	22,800	59,635	2.38	0.00	8,900	8,000	20,620	2.07	0.00	10,600	6,500	24,884	105,139
日南町	5.50	28.00	20,600	16,600	55,643	3.10	15.60	8,500	9,200	28,047	2.00	10.70	7,400	7,600	26,337	110,027
日野町	6.20	22.50	18,900	14,000	48,930	2.90	10.00	9,000	6,000	32,059	2.50	10.00	8,200	5,600	26,005	106,994
江府町	8.51	21.94	24,000	18,000	60,928	2.80	6.80	8,000	6,700	20,275	2.48	7.20	9,000	5,200	20,045	101,248

市計	8.16	0.00	26,100	26,675	62,104	2.60	0.00	8,600	8,225	20,935	2.30	0.00	9,450	6,000	23,492	106,531
町村計	6.97	20.72	23,544	19,527	61,164	2.44	7.80	8,379	6,923	21,385	2.01	8.01	8,786	5,674	23,730	106,279
市町村計	7.22	18.28	24,082	21,032	61,828	2.47	6.89	8,425	7,197	21,066	2.07	7.06	8,926	5,743	23,559	106,453